

# 「第二次 ボランティア・市民活動推進 5カ年プラン」

平成13年8月

全国社会福祉協議会

全国ボランティア活動振興センター

## 第1部 概要

### 1. 第二次プラン及び指針の位置付け・目的

#### (1) 「ボランティア活動推進7カ年プラン」 (第一次プラン)について

全社協は、1993年5月に「ボランティア活動推進7カ年プラン」(第一次プラン)を策定した。同プランは1993年4月に出された厚生省大臣告示「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」を受け策定され、ボランティア活動推進のために20世紀中に取り組むべき目標を示したもので、この内容は同年7月に出された中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会「中長期的なボランティア活動振興方策について」にも大きく反映された。

第一次プランで示した、ボランティアコーディネーターの拡充とボランティアアドバイザーの提案・推進、さまざまなボランティア活動プログラムの開発、ボランティア活動に対する社会的な支援策の研究・提案、福祉教育、企業・労組の社会貢献活動、住民参加型在宅福祉サービス活動の推進、ボランティアセンターネットワークの強化といった目標に基づき、これまで計画的・体系的に事業を推進してきた。

#### (2) 「第二次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」と「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展の指針」について

「第二次ボランティア・市民活動推進プラン」は、第一次プランの成果・評価を踏まえ策定したもので、ボランティア・市民活動を推進するため、2001年から5カ年程度の社会的課題、取り組みの方向と、社会福祉協議会として取り組む具体的なプログラムを示したものである。

また、「社協ボランティア・市民活動センター強化発展指針」は、社協としての今日的なボランティア・市民活動推進の意義・理念を改めて確立し、第二次プランの実現を図るために必要となる社協ボランティアセンターの体質・基盤をつくることを目的に策定したものである。

両者は社協にとっては表裏一体のものであるが、プランはどちらかといえば対外的に、指針は対社協向けに作られており、それぞれ次のような活用のされ方を念頭においている。

#### 第二次プラン

ボランティア・市民活動を推進するために、社会的に共有すべき課題や今後の取り組みの方向性について、社会福祉協議会の立場から明らかにするとともに、それら課題の解決にむけ社会福祉協議会として取り組む具体的なプログラムを明示する。

計画の主たるあて先は、ボランティア・市民

活動推進にかかわるさまざまな関係者と、社会福祉協議会関係者の2者。関係者と社協が推進目標を共有したり、社協が何をめざすのかということに関係者に理解を得るために活用されることを念頭においている。

#### ○指針

第2次プランを実行するため、また、ボランティア・市民活動推進機関の多様化のなかで社会福祉協議会ボランティアセンターの特質がより発揮され、他の推進機関と協働してボランティア・市民活動推進にあたるよう、社会福祉協議会ボランティアセンターとして今後強化すべき機能、運営体制や財源のあり方について考え方や指針を示す。

指針のあて先は社会福祉協議会関係者である。各社協がボランティアセンター機能強化のための具体的な方向を検討する際に活用されることを念頭においている。

## 2. 第二次プラン及び指針の基本的視点

ボランティア活動と市民活動の一体的推進

社協はボランティア活動と市民活動を一体的に推進する。

ここでいう市民活動とは市民の自発的意思に基づく社会的活動という意味で、内容的にはボランティア活動とかなり重なる部分が多いが、一般にはボランティア活動とは別だと考えられがちな自助的な活動、小地域活動・自治活動などの地域活動、有償活動、NPOの活動などを含んだ考え方である。

このためボランティアセンターの名称も、「ボランティア・市民活動センター」などとすることを提案する。

社会的マーケットの開発

ボランティア・市民活動とは、市民がみんなで活動を「創り出し - 支える」ことをしながら、社会的課題の解決に向かって活動することである。

この「創り出し - 支える」関係による活動の領域をある種の社会的市場（マーケット）ととらえ、社協としても積極的・能動的に共感する人々のすそ野を広げ、新たな活動を開発していくことに取り組む。

自律と協働

今後のボランティア・市民活動推進においては、

多様な個人・グループ・団体が自律的に活動し、各種の推進機関によって活動が推進されることが望まれる（趨勢としてはそうした団体・機関が増加している）。

社協としてもこのことを前提に、自律的な活動者・団体が生まれていくことや活動の質を高めることを支援したり、これらの活動者や推進団体の協働を促進する。

徹底した市民・ボランティア主体のセンター運営  
ボランティアセンター事業の企画・運営への市民の参画を徹底し、開かれたセンターとするとともに、多様な学習機会、情報、自由に使える拠点・機材などを提供し、市民・ボランティアの主体的な活動を側面的に支援する。

## 3. 策定経過

第二次プランの内容検討は、主として全国ボランティア活動振興センター運営委員会の場で、ボランティア・市民活動を取り巻く現状・課題の分析、第1次プランの評価、今後の取り組みの基本的な方向について協議した。

指針については、特に都道府県・指定都市社協、市区町村社協の人々による検討の場を2度設け、その場の協議を踏まえて整理した。

以上のプロセスを経て策定された案を、2001年5月の都道府県・指定都市ボランティアセンター所長会議に示し協議をいただき、さらに2001年7月に修正案を都道府県・指定都市社協にお送りし、意見を伺った。以上のプロセスは次のとおりである。

1999年12月 全国ボランティア活動振興センター運営委員会での議論

ボランティア活動をめぐる動向・今後の課題についての認識

今後取り組むべき課題などについてフリー協議

2000年3月 全国ボランティア活動振興センター運営委員会での議論

計画（案）に基づく協議

2000年9月 全国ボランティア活動振興センター運営委員会での議論

「第2次ボランティア・市民活動推進プラン」（案）についての協議

2000年12月	社会福祉協議会側係者による協議 (県・指定都市社協で) 社協VCの機能強化をめぐる課題を協 議	2001年3月	全国ボランティア活動振興センター運 営委員会での議論 第2次計画、指針最終案に基づく協議
2001年2月	社会福祉協議会関係者による協議(上 記に市町村社協も含め) 「社協ボランティア・市民活動センター 強化・発展指針」案に基づく協議	2001年5月	平成13年度都道府県・指定都市社協ボ ランティアセンター所長会議で協議
		2001年7月	都道府県・指定都・市社協への意見照会
		2001年8月	成案策定

< 脚注 >

1 NPOは本来は任意団体、地縁団体、公益法人、協同組合、政治団体、宗教団体、親睦団体などを含む非常に幅広い概念だが、ここでは、既存の法人格を持つ(あるいは用意されている)団体は除き(地縁団体、公益法人、協同組合、政治団体、宗教団体)、またもっぱら会員同士の相互扶助等を目的とした親睦団体は除いている。

内閣府によれば、市民活動団体とは「継続的、自発的に社会的な活動を行う、営利を目的としない団体で、公益法人ではないもの」とされる。ここでNPOという場合には概ねこの市民活動団体の定義と重なる団体、すなわち任意のあるいは特定非営利活動法人格を取得したような社会的活動を目的とした団体が概ねあてはまる。この定義は当然ボランティアグループにも重なる。

このように、定義の面からNPO、市民活動団体とボランティアグループとの区別はつけがたいが、ここではそれぞれの言葉に少し特別のニュアンスをもたせている。

NPOについては、継続的な事業を行い、そのために組織整備、人材・拠点確保など、一般のボランティアグループには見られない体制を整え、法人格を取得している、取得を希望するなどの、おおまかな意味合いでNPOと使っている。福祉の分野では住民参加型在宅福祉サービス団体、小規模作業所、グループホームなどを念頭においている。

特定非営利活動法人については、「特定非営利活動法人」あるいは「NPO法人」としている。

市民活動(団体)には本文中にあるよう、通常ボランティア活動に含めて考えられていない種類の活動(団体)を含めている。

なお、「NPO・市民活動など町村部にはない」とよくいわれる。特定非営利活動法人はたしかに都市部に多いことは事実だが、継続的な事業型の活動は地方にも確実に広がっており、今後も無関係という地域は少なくなると予測される。

2 ボランティア・市民活動はみんなで「創り出し - 支える」ものである。

創り出し - 支える関係は、「新しい価値を提案し - 共感したものが支える」という形、「価値を具現化したサービスを供給し - 購入する」形など現れ方はさまざまだが、いずれにしてもそこには経済市場(マーケット)と同型の応答関係が見出せる。この応答関係によって、物・資金・情報・場所など、活動・事業に必要な諸資源が調達され、循環されることもマーケットになぞることができる。

また、市民活動団体・推進機関には、解決すべき社会的課題を見出し、その解決策を提案、供給するために必要な共感・支援者を獲得するために能動的に働きかけること(マーケティング)が求められる。

このように、市民活動・事業の推進を図るには、この領域をある種の社会的市場ととらえ、自由な応答関係がダイナミックに作用できる環境・基盤づくりが必要であること、そして推進者には積極的に働きかけていく姿勢が求められるため、あえて「マーケット」という言葉を使用している。

3 従来から取り組んできた個々人の活動者への支援、コーディネート、体験プログラムなどの啓発も引き続き重視する。社協のボランティアセンターは活動参加のすそ野・基盤を広げるという重要な使命があるからである。

ただし、啓発的な活動については、ボランティアセンターが直接行う部分もあるが、むしろさまざまな団体と協働(共催)して行ったり、それぞれの団体が自ら行えるような基盤を整備したりという方法を重視する。

## 第2部 ボランティア・市民活動推進の長期的目標

最初に、なぜボランティア・市民活動を推進することが必要なのか、ボランティア・市民活動を活性化していくことでどのような社会を目指すのか、その基本的な考え方を明確にしたい。

社協としてこのようなビジョンをもっておくことは、幅広いボランティア・市民活動団体や他セクターとの協働関係を築くうえで重要だからである。

なお、以下の内容は、「広がれボランティアの輪」連絡会議の提言「市民の力で共生の世紀を築くために 提言」（2001年6月）にそっている。同提言策定過程には、全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センターも参画し、さまざまな立場をもつ連絡会議の構成団体と議論を重ねるともにつくってきた。幅広い推進団体と共有し得るビジョンと考える。

### ・ 21世紀の社会とボランティア・市民活動の役割・価値

21世紀には、環境問題、人口問題、国際的な経済格差等種々の問題が深刻化する。これらの問題は他人任せにしては解決できず、一人ひとりが自分の問題として捉えるとともに、問題を共有し、国境を超えた取り組みが必要となる。また、情報化や国境をこえた経済活動等の進展によって価値観が多様化し、豊かさや自由が高まるだろうが、一方でそれは国家や文化、伝統社会といった既存の枠組みを揺るがせ、社会の不安定化や民族的・宗教的な対立をもたらしたり、あるいは逆に既存文化の多様性を損ねてしまうことも懸念される。

多様化が人々の孤立や不安定化、対立に転化するのではなく、多様化のなかで共に解決すべき課題を共有し、多様化によって個々人が尊厳をもってその人らしく生きていくことができ、文化等の違いを尊重しあうことができる社会を作り出していくことが、21世紀に生きる私たちの課題である。

この課題に向き合うために、ボランティア・市民活動には大きな役割がある。それは、個々人が自分の責任で判断し、行動できる力を養うこと、人々を結び付け、支え合う力・問題解決する力を高めること、それによって個の尊重と多様性を基調とした共

生の文化を創り出す方向に社会を向けていくことといえる。

このような認識にたつと、ボランティア・市民活動は、21世紀の社会のなかで次のような役割・価値をもつ。

○人と人とのつながりを深め社会のきずなを強化する

人々の共感力を高め一人ひとりの尊厳を大切に  
する方向に社会を進める

新たな社会的価値と生きがいを生み出す労働機会  
を創出し誰もが誇りをもてる社会をつくる

○人々に実際の体験にもとづく社会学習の機会を  
提供し人々の問題解決力を高める

社会の漸進的な発展を促す

○自律・自治の気風とやりくりの知恵を高め持続  
可能な社会をつくる

### ・ ボランティア・市民活動の推進の目標と課題

#### 1. 多くの人々が当たり前のように参加できる 社会とする

ボランティア・市民活動への参加というとしても余暇の一環で、ボランティアとしてかわるイメージが強い。しかしそれだけでなく、有給スタッフとして、研修やインターンとして、あるいは専門的スキルや経験を生かして活動するなど、多様なかわり方がある。

市民セクターの活動は、ボランティア、有給職員、障害のある人などさまざまな人々がその力や経験を活用し、その人なりの働き方や貢献の仕方を認め合うものであり、このような社会的な労働機会を広げることが、人々が誇りをもって生きていける社会をつくるうえで極めて重要である。

21世紀は人々が人生のある時期に当たり前のよう  
に市民セクターの活動に従事する社会とするため  
に、次のことが必要となる。

雇用やキャリア評価のあり方の変革を進めセク  
ター間の人材移動を容易にする、一定の要件を満  
たすボランティア活動プログラムに従事した経験  
について社会的資格取得に必要な実務経験に見な  
すなど、ボランティア・市民活動に携わった経験  
がいかされるよう社会の構造を変えていく

「ボランティア活動は自分らしさをいかした社会

的活動」というイメージをつくるとともに、活動に参加することは市民としての権利であり責任でもあるという理解を広げる

- 誰もが常識として活動についての理解や情報が得られる環境をつくるとともに、幅広い領域の社会サービス機関においてボランティアコーディネート業務の確立を図る

## 2. 子どもたちとともに新しい社会を創造する

子どもや家庭、教育のありようについて議論されるなか、社会奉仕活動などの体験活動のあり方も検討が進められている。ボランティア・市民活動をすすめる、望ましい未来を子どもたちと共に創り出すという立場から、次のことをめざす必要がある。

市民の自発的な参画によって、自らが社会を構成し、参画する主体であること子どもたちが実感し、体感できる教育を創り出していく

- 全ての子どもたちがボランティア体験学習・活動に参加できる機会を保障する

子どもたち自身が活動の意味を考え、企画に参画しながら取り組めるようにする

ボランティア・市民活動団体は教育分野で貢献できることを発信する一方、教育サイドでは、教育活動に多くの市民が主体的にかかわれる体制・条件を整備する

活動・体験学習のための財源を社会的に支え合う市民がつくりだす教育を教育システムの一つの領域として確立することをめざす

## 3. 市民セクターと行政、企業セクターとの建設的な協働をすすめる

市民セクターと行政、企業セクターとのパートナーシップや協働という考え方が広まったことはここ数年間の大きな成果である。しかし、日本社会は現在構造的な転換期にあり、セクター間の境界や役割分担は大きく変動する時期である。それだけに協働の意味やそのためのルールのありようについて慎重に吟味しながら、協働関係を徐々に構築することが大切といえる。協働を進める考え方とその具体策として点が重要である。

それぞれの異なる行動原理を確認し互いの独自性・独立性を保ちつつ、長期的な視野から対等な関係を築く

- セクター間の人材交流・インターンシップを進める

- 協働における考え方やルールを明文化した指針等をつくる

市民やさまざまな利害関係者が企画段階から参加できるなど協働プロジェクトが創出される場を設ける

## 4. ボランティア・市民活動の発展基盤の整備のために

1990年代の後半から特定非営利活動促進法の制定、活動支援のためのセンターの整備など、ボランティア・市民活動の基盤整備が進められつつあるが、社会運営システムの一角として市民セクターが確立するためには、何を目標に、どのような考え方にたつて、どのように制度的基盤を設計するかについて改めて明確し、長期的視野にたった取り組みが必要である。

ボランティア・市民活動の仲介支援機関のありよう、寄付を促進するための仕組み、法制度・税制度について、次の観点から整備を図る必要がある。

### (1) ボランティア・市民活動への仲介支援機関と行政とのかかわりについて

活動の多様性に対応するため民間運営による多様な仲介支援機関の設立を図る

仲介支援機関に対するこれまでの行政の枠組みを越えた支援方策を確立する

仲介支援機関は市民、多様なセクターに支えられる財源構造とするよう自ら努力する

### (2) 寄付を促進するための取り組みについて

寄付によって社会に参加するとともに、寄付は市民が望ましい公益・公共のありようを選択する手段という意識を広げる

寄付に関する情報集約・提供、仲介を行うセンター機能を確立する

魅力的で参加しやすい募金プログラムや募金ボランティア活動の拡充を図る

### (3) ボランティア・市民活動の健全な発展を促進する法制度・税制度について

認定特定非営利活動法人への寄付者に対する課税

軽減措置の要件は、団体の活動実態や望ましい活動を促進する視点から見なおしを図る

○一定の要件を満たす特定非営利活動法人について  
みなし寄付金制度の導入を図る

○助成財団への寄付について特定公益増進法人並の取り扱いを図るなど間接的な寄付について一層の促進策を講ずる

ボランティア活動参加費用の所得控除を検討する  
年末調整での寄付控除を可能にし個人の寄付金控除の手続きを簡便化する

○21世紀にふさわしい公益性、公共性の概念を確立する

### 第3部「第二次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」

#### 1. ボランティア・市民活動推進の現状と課題

##### 1. ボランティア・市民活動の社会的な働きへの期待の変化

ボランティア・市民活動は、これまでも、活動する人々にとっての生きがいや自己実現、活動や学習を通じた成長（教育的な機能）、制度では対応できないニーズの充足や制度による対応の促進、市民の立場からのまちづくりの促進、などの働きをしてきた。

これらに加え、今日では次のような期待が寄せられるようになっている。

##### 起業や雇用吸収

女性や高齢者、障害者などがNPOを設立し、起業することによって、さまざまな社会課題に対応した仕事生まれる。また、このことが社会的な就労の促進、雇用の吸収、ひいては労働市場の流動化につながるという期待。

##### 行政スリム化の促進

ボランティア活動やNPOが公共的な仕事の受け皿となり、行政事業の委託化などによって行政のスリム化につながるという期待。

##### 青少年健全育成の促進

ボランティア活動によって青少年の社会性が育まれるとともに、それだけに止まらず、いじめや不登校をはじめとする青少年の抱える諸問題への特効薬的な対処となるのではないかという期待。

このことを背景にした教育制度への位置付けの進

展や、近接領域である奉仕活動の制度化の検討なども進められている。

このような期待には、正確な面もあれば、過剰な側面もある。また、こうした期待があるからこそ、ボランティア・市民活動の社会的なマーケットが広がり、社会的な位置付けや基盤整備も促進されるが、一方では、制度や仕組みに組み込まれることによって、柔軟な性格が損なわれたり、個々人の自発的な自由意思から離れてしまう懸念もある。

このことから、個々人の自発的な意欲や主体性、団体の自律や地域の自治などが確立されるような方策・支援が求められるとともに、ボランティア・市民活動の固有の役割や価値と一方での限界について社会的理解を広めていくことが必要とされる。

#### 2. ボランティア・市民活動のマーケットの拡大

従来、ボランティア活動は、一般的には、仕事や生業としてではなく、他者や社会のために貢献するものとして考えられてきた。また、どちらかというところ余暇や楽しみの一環というイメージがあった。しかし、「ボランティア・市民活動」と考えた場合には、次のように活動領域＝社会的マーケットがひろがるとともに、活動の質も変化する。【図1】

##### セルフヘルプやまちづくり活動との融合

セルフヘルプ活動、地縁的な草の根の地域活動が、ボランティア活動と融合することによって、活動への共感者・支援者、活動者を増やしたり、まちづくりにつながることが期待される。

##### 有償活動やコミュニティビジネスとのボーダーレス化、企業セクターとの協働・競合

有償活動、コミュニティビジネスや市民ベンチャーなど、非営利ではあっても事業として継続して行う事業が拡大してきている。また、NPOと企業とが競合する面も生ずる一方で、協働も模索されるようになっている。

##### 行政との協働

公的サービスへの参入、行政からの事業委託など、行政との協働が進んでいる。一方で、行政として争うべきこととの境界が不明確になったり、あるいは行政サービスと競合するようなことも生まれている。

④能力開発、専門的スキルや経験の活用志向

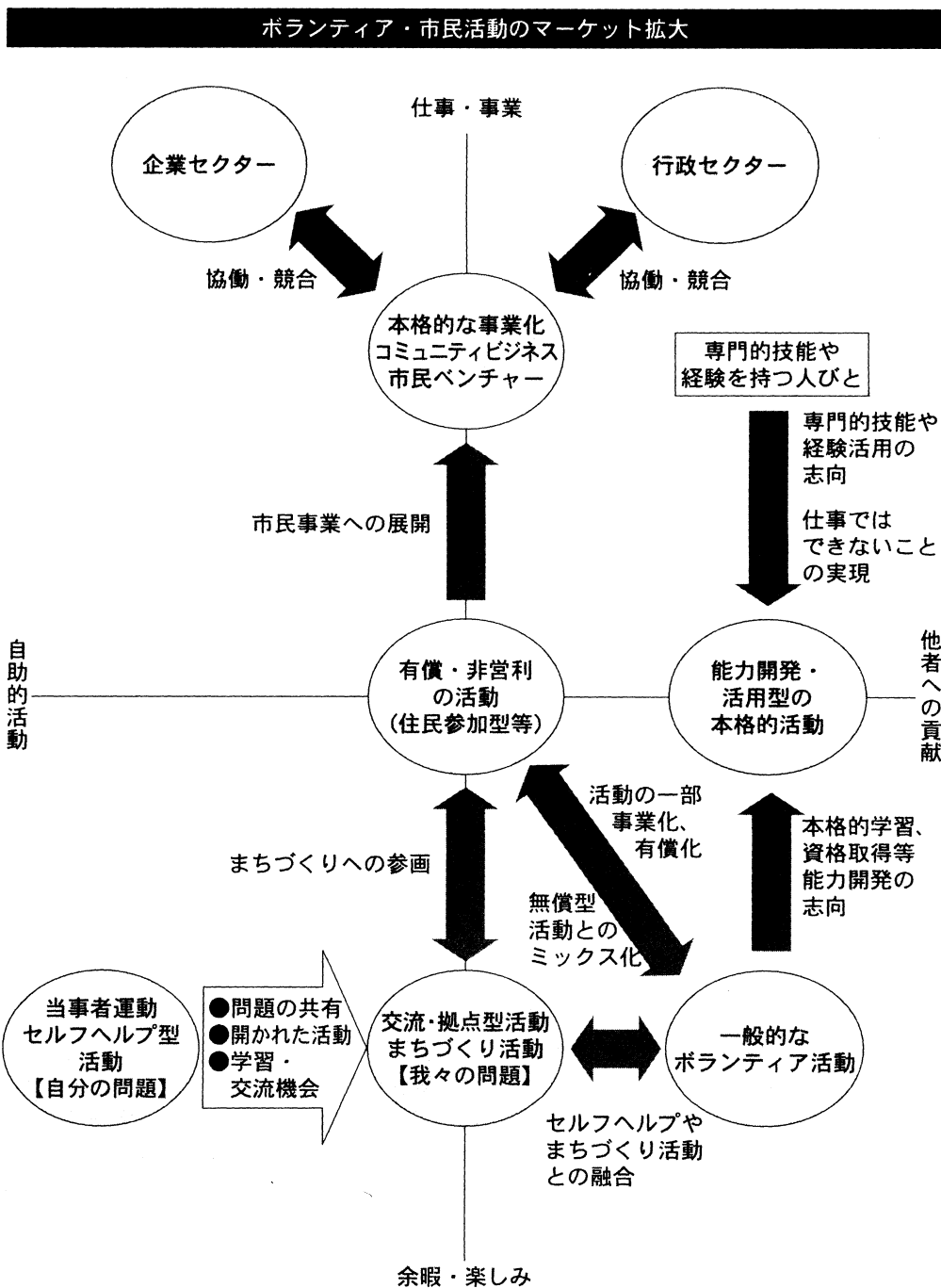
本格的な学習によって、社会的資格取得などもねらいとして活動する、という活動者が増加している。一方で、専門的スキルや経験を持つ人々が、仕事ではできないことをボランティア活動やNPOの活動に求めることも広がっている。

特に専門的知識・技術という面からは、職員とボランティアとの境界は定めていくなっており、協働のルールを考えていく必要がある。

3. 基盤整備の進展

NPOの法人制度、寄付優遇税制の創設など、基盤

図1



整備が進展しつつある。

ただし、NPOやボランティア団体が求める人材や資金が繋がったり、還流していくような仕組みは、未確立である。

また、支援機関が多様化しているが、さまざまな支援機関の協働が促進される仕組みが必要である。

特に、行政の支援は基盤整備に不可欠だが、サポートセンターのあり方、事業委託のあり方、行政施策への市民参画のあり方などについて、合意形成が必要である。

#### 4. 参加希望と実際の参加とのギャップの拡大

ボランティア活動への参加希望はさらに高まり7割弱になっているが、実際の参加は1割程度であまり変わっておらず、このギャップは拡大傾向にある。

だが、ボランティア活動ではなく、社会参加活動等とした調査では参加希望、実際の参加ともに1割程度率が上がり、男女比も同等となる。また、客観的にみればボランティア活動をしているのに自分がしていることはボランティア活動ではないという人が多かたり、男性や専門職の参加が低調であるという実態も見られる。この要因として、ボランティア活動のイメージが、直接的に誰かのお世話をするということというイメージが強すぎ、お金を出したり(集める)、知恵をだして運営に参画するタイプの活動が少ないこと、欧米で一般にみられる選挙活動、地域・自治活動などがボランティア活動に含まれているとあまり考えられていないことが考えられる。

草の根の地域活動との融合や能力開発・活用型の活動プログラムが必要となる。

### 第二次5カ年プランの目標【図2】【図3】

#### 1. 長期的目標

市民参画型の福祉社会の創造。

これは第一次プランで掲げた「国民の過半数が自発的に福祉活動に参加できる参加型社会の実現」と意味的には同様である。基本的な考え方は第2部参照。

#### 2. 重点目標

市民の主体的な力量形成の支援

市民の主体的な力量形成を支援することを第一の

目標とする。そのため、多様で本格的な学習機会を提供することによって、市民自身が主体的にボランティア・市民活動を開発し、推進していく力量を形成していくこと、豊かな活動プログラムが創出されていくことを促す。

身近で、楽しく、力強い活動とイメージづくり

ボランティア活動についての狭いイメージを脱却し、ボランティア活動は、自分たち自身のために、自分の可能性を追及したり、地域のみんなで楽しく交流しながら新しいものをつくりだすものというイメージをつくる。そして、このようなイメージを具体化したプログラムを開発していく。

協働促進のためのルールと仕組みづくり

さまざまな草の根の地域活動、当事者団体、無償・有償の活動者の協働を促進する。

また、市民・ボランティアと専門職、専門機関との協働、ボランティア・NPOと企業や行政との協働のためのルールや仕組みをつくる。

社会貢献マーケットの形成

ボランティアや市民活動によって取り組まれている(これから取り組まれるべき)社会的な課題の全体像や、人材や資金についての需要が顕在化し、プログラムや団体と必要な人材や資金とのマッチングや還流が促進される社会貢献マーケットの形成を促す。

#### 【参考】第一次プランの重点課題

誰でも、いつでも、どこでも気軽に活動に参加できる環境・機会づくり

ボランティア活動支援の世論形成、支援体制づくり

推進拠点としてのボランティアセンターづくり



図 2

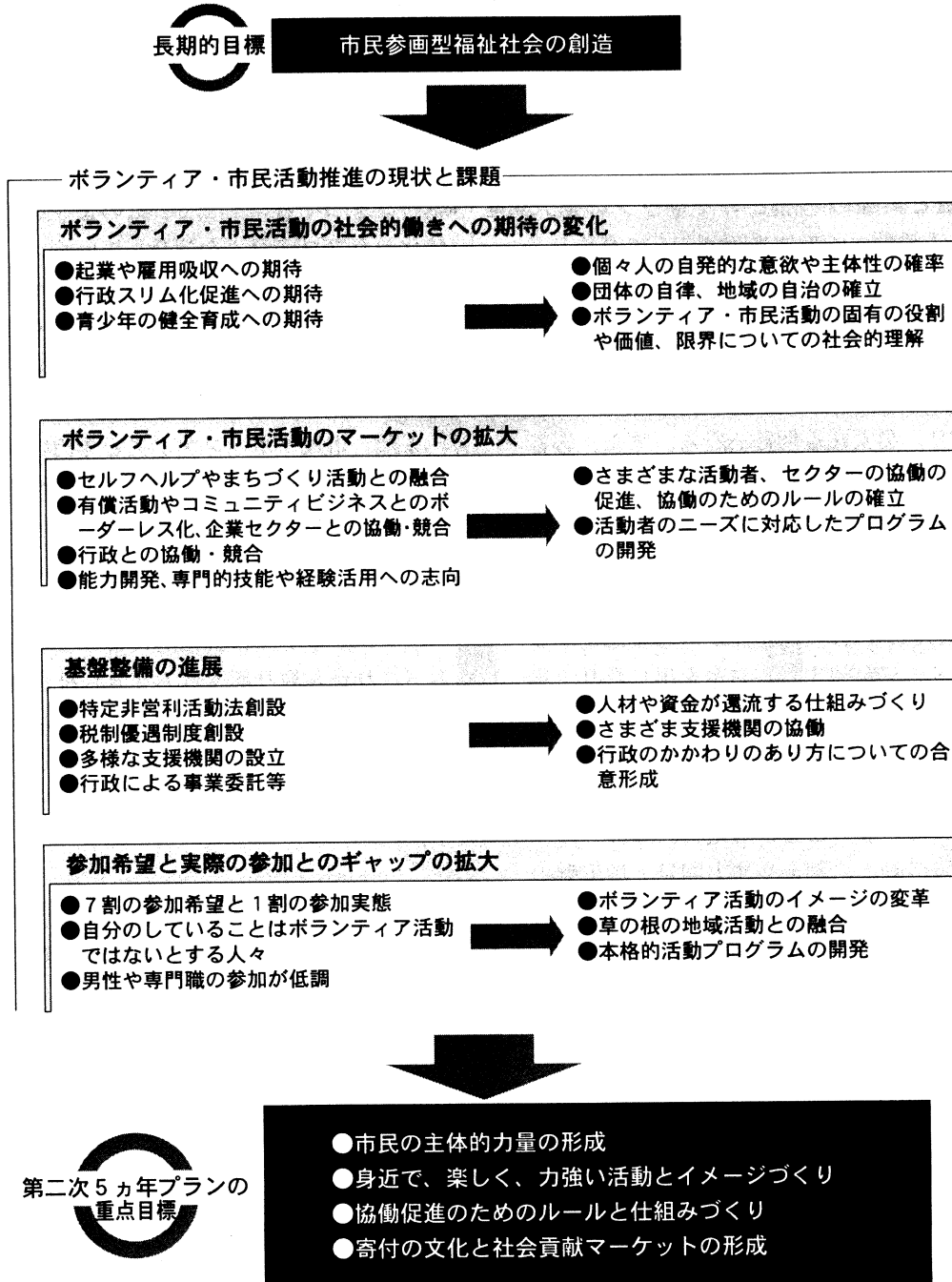
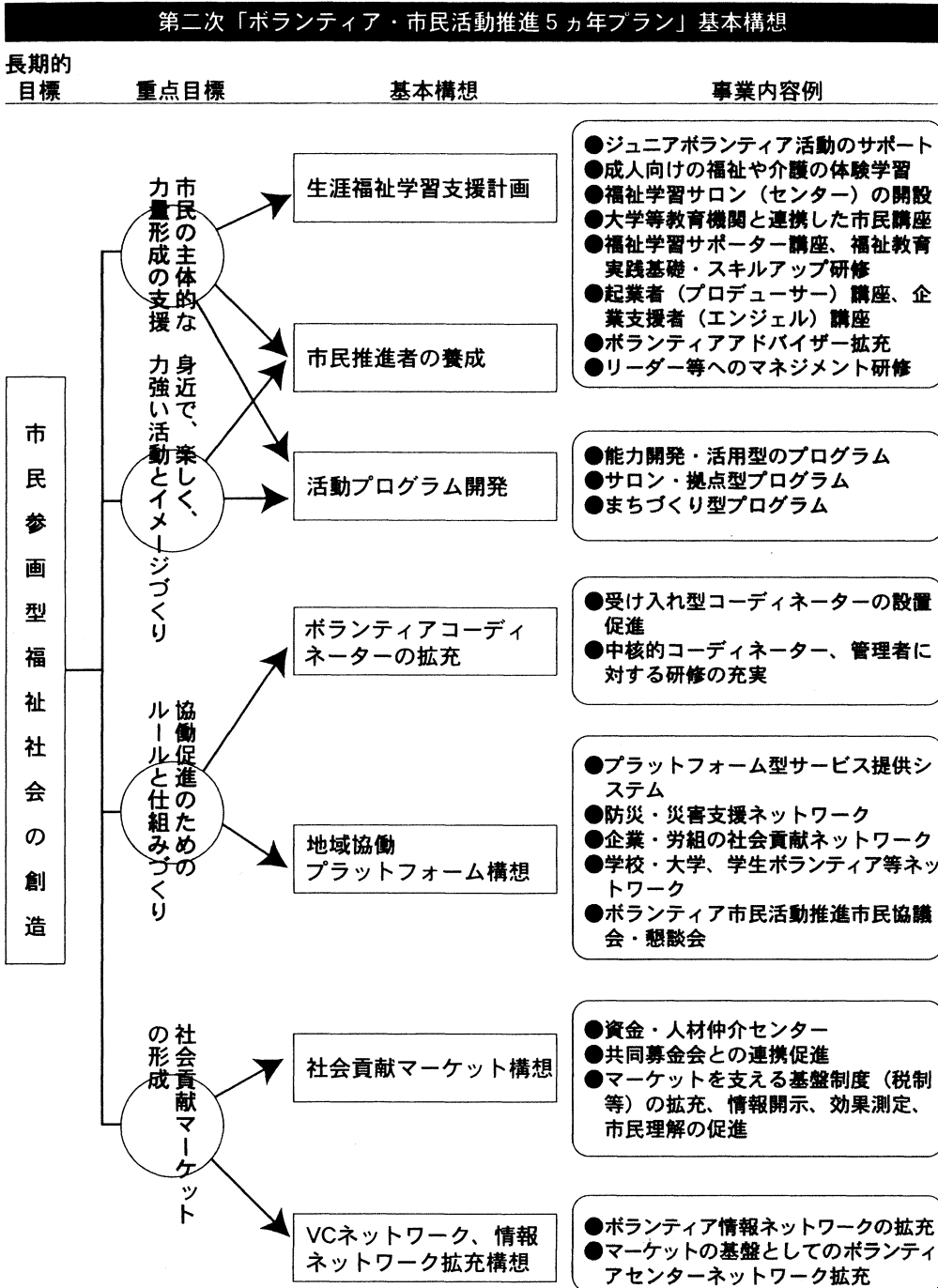


図 3



## 第二次5カ年プランの基本構想と事業内容 ～社会福祉協議会としての取り組み

### 1. 市民の生涯福祉学習支援計画と市民推進者 養成計画

#### (1) 目的

市民の主体的な力量形成を支援することを目標に、市民が生涯を通じて福祉やボランティア活動などについて本格的に学習できる多様な機会の提供、福祉についての学習が促進される環境づくり、福祉教育活動実践者の養成などを行う。

また、市民自身によるさまざまな活動プログラムが創出されるよう、活動の中心となる起業者、起業支援者の養成、市民の立場で活動を広げるボランティアアドバイザー、団体運営のリーダー層などの養成とそのレベルアップを支援する。

#### (2) 事業内容

##### ジュニアボランティア活動のサポート

新しい教育課程や週休土曜日の増加等による体験的な学習機会の増大をうけ、子どもたちのボランティア体験学習・活動をトータルにサポートする。具体的には、体験学習にかかわる人材・指導者の養成(下記)、学校におけるコーディネーターの養成(2-(2)- )のほか、週休日・長期休暇中のプログラム開発、福祉的視点からの教材開発、地区社協や民生委員・児童委員、当事者団体、商店街、企業・労働組合と学校との連携の促進などを行う。

##### 成人向けの福祉や介護の体験学習

地域住民が福祉や介護について体験学習できる機会を拡充する(例えば「40歳になったら介護体験キャンペーン」など)

##### 福祉学習サロン(センター)の開設

さまざまな活動やネットワークの苗床となるよう、地域住民が、いつでも、気軽に福祉について学び、意見を交換できる福祉学習サロン(そのためのシンポジウム等も行うセンター)を開設する。

##### 大学等の教育機関と連携した市民講座

大学等の教育機関(あるいはその連合体)と都道府県・指定都市社協(あるいは市区町村社協の広域連合等)が協働し、市民(一般市民、ボランティア、高齢者や障害者等)が福祉やボランティア・市民活動について学ぶ多様な学習機会を提供する。

その際は、単位認定や一定の資格に結びつくような方途を講ずるなど、学習者の専門的な学習やステップアップのニーズを充足する。

##### 福祉学習サポーター講座、福祉教育実践者基礎・スキルアップ研修

地域での福祉についての学習活動が本格的に展開されるよう、福祉と福祉教育への理解者・応援者を地域に増やすこと、住民の福祉意識形成に重要な役割を果たす実践者に本格的な学習機会を提供すること、多様な住民や当事者が福祉学習の場に参画するための留意点を学ぶことを目的に、福祉学習サポーター講座を展開する。

また、福祉教育実践を行う教員、ボランティアセンター職員、施設職員、市民リーダーなどを対象に、福祉教育実践についての基礎的知識・実践上の留意点を学ぶ基礎研修、参加体験型の学習プログラムを企画・展開する力を養うためのスキルアップ研修を実施する。

##### 市民活動起業者(プロデューサー)、起業支援者(エンジェル)講座

市民による多様な活動が豊かに展開されるよう、活動を開発する意欲をもつ市民に対する起業支援(活動おこし)のための起業者講座、自らの活動経験・社会経験などを市民活動の起業者の支援に生かす人々を養成していくための起業支援者講座などを開催する。

##### ボランティアアドバイザーの拡充

企業・労組、学校、地域団体などにおいて、同じ仲間としての立場からボランティア活動への参加を支援するボランティアアドバイザーを養成する。

##### リーダー等に対するマネジメント研修

NPOやボランティアグループのリーダー層に対し、組織マネジメントについての研修機会を提供する。

### 2. 活動プログラム開発

#### (1) 目的

ボランティア活動についての狭いイメージを脱却し、ボランティア活動は、自分たち自身のために、自分の可能性を追及したり、地域のみんなで楽しく交流しながら新しいものをつくりだすものというイメージをつくる。そして、このようなイメージを具体化したプログラムを開発していく。

## (2) 事業内容

### 能力開発・活用型のプログラム

専門性を要する対人支援活動（福祉サービス利用者に対する支援活動、ピアカウンセリング、ホスピスケア、痴呆性老人ケア、ボランティアセンター相談業務補助）、マネジメント技術等を生かしたNPO等の団体運営を支援する活動、学生が専門技術などをいかして長期継続的に行う活動、専門職が行う活動などを開発する。

### サロン・拠点型プログラム

ふれあい生き生きサロンを、多様な推進主体（学校、商店街、当事者団体、NPO等）と協働し実施するとともに、そのプログラムや対象者を多様化する（子育て、不登校、精神障害者など）

### まちづくり型プログラム

誰もがいきいきと暮らせるという福祉のまちづくりの視点から、さまざまな分野のボランティアグループやNPO、商店街、生協、農協、企業などと連携し、まちの活性化、魅力づくり、福祉のまちづくり資金の造成（共同募金運動）、提言活動などを推進する。

## 3. ボランティアコーディネーターの拡充と研修の充実

### (1) 目的

協働を促進する中核的人材であるボランティアコーディネーターの拡充と専門性の向上、センターの管理者などの研修を行う。

### (2) 事業内容

#### 受け入れ型コーディネーターの設置促進

特に今後、急速にボランティアの受入れが拡大すると予測される社会福祉施設、学校、NPOなどの受け入れ型施設・団体におけるボランティアコーディネーターの拡充を図る。そのための養成講座の実施、受け入れマニュアルの開発等を行う。

#### ボランティアセンターなどにおける中核的なコーディネーター、管理者に対する研修

新任研修プログラムの次段階の研修プログラムを開発する。例えば、NPO支援や、組織および組織間マネジメント、ワークショップテクニク、さまざまなタイプの災害における支援計画の立案など、課題別に学ぶ。

## 4. 地域協働プラットフォーム構想

### (1) 目的

社会福祉協議会の公共性をいかし、さまざまな人々・団体が、それぞれの独自の活動理念に基づく特性を発揮しながらも、協働して地域の課題解決にあたることのできる共通のルールあるいはシステム（＝プラットフォーム）を提供する。

### (2) 事業内容

#### プラットフォーム型非営利サービス提供システム【図4】

ボランティア、ボランティアグループ、NPOが、それぞれの活動の理念や独自性を保持しながらも、協働して地域のさまざまなニーズに対応できるプラットフォーム型サービスシステムを開発する。市区町村及び市町村間の広域生活圈レベルで行う。

#### 防災・災害支援ネットワーク【図5】

災害発生時にいち早く組織的、効果的な支援活動が行われるように、行政、地縁組織、ボランティア、NPO、協同組合、企業・労組などと、防災・災害支援ネットワークを設立し、日常的な連携、訓練、他地域の災害への支援活動などを行う。

都道府県レベル及び広域市区町村レベルに設ける。

#### 企業・労組の社会貢献ネットワーク

企業・労組が企業間やボランティアセンターと協働してボランティア活動を推進したり、また民間助成財団、共同募金等と協働してボランティア・市民活動を支援するための社会貢献ネットワークを設ける。都道府県レベルに設ける場合と、市区町村や広域で設ける場合の両方ありうる。

#### 学校・大学、学生等ネットワーク

地域の学校（小中高）、大学などと教育にかかわるさまざまな人々・団体が連携して、子どもたちの学習・活動を支援するため学校・大学等のネットワーク、子どもたち自身の学習・活動展開のためのネットワークを設ける。ネットワークのレベルは学校や学生の性格に応じて市区町村内、あるいはより広域の場合と両方ありうる。

ボランティア・市民活動推進市民協議会・懇談会 各地域のボランティア・市民活動を推進し、また、行政や企業等とのよい意味での協働を促進するための方策を検討・提言する市民協議会・懇談会を設ける。

## 5. 社会貢献マーケット構想

### (1) 目的

ボランティアや市民活動によって取り組まれている社会的な課題の全体像や、人材や資金についての需要の顕在化を促すことで、プログラムや団体と必要な人材や資金とのマッチングや、人材・資金等の開拓および還流が促進されるマーケットを形成する。

### (2) 事業内容

#### 資金・人材仲介センター【図6】

資金や専門的人材をもとめるNPOと、NPOへの寄付・資金貸与を行う団体・個人、専門的な知識や経験等をいかしてNPOの事業等への参画を希望する市民、インターン希望の学生等とを仲介する仕組みを設ける。

そのために必要な、ア) NPOの情報把握・データベース作成と一般公開、イ) 相談・仲介、ウ) 研修、エ) 支援・評価等を行う。

#### 共同募金会との連携促進【図7】

地域福祉財源としての共同募金運動の発展のため、運動の透明性の向上、共同募金の公共的性格にふさわしいプログラムの開発に取り組む。特に、社会福祉協議会がその大部分を担っている支分会機能の強化に取り組む。

マーケットを支える基盤制度の拡充、情報開示、効果測定、市民理解等の促進

マーケットを支える基盤的的制度として法制度、税制、ボランティア休暇・マッチングギフトなどの拡充が必要である。また、ボランティア・市民活動の実態・効果などについての調査研究活動、これらの市民へのPRなどを行う。

## 6. 情報ネットワーク拡充構想

### (1) 目的

社協ネットワークの強みを発揮し、広域的な協働を推進するため、情報ネットワークシステムの拡充を図る。

### (2) 事業内容

ボランティア情報ネットワークの拡充

ボランティアセンター情報ネットワークシステムへの全市区町村社会福祉協議会、都道府県・指定都

市社会福祉協議会の加入を促進するとともに、インターネットのホームページやフォーラムを通じた社会福祉協議会業務ノウハウの蓄積、情報共有化、ボランティア・NPOの基礎的情報の把握、インターネットによる市民に対する活動情報の提供、NPO等の情報公開の支援、助成情報の提供サービス等の充実に図る。

## 7. ボランティアセンターネットワーク拡充構想

社協ボランティアセンターをマーケットを支える社会的な基盤（インフラ）にとらえ、マーケットからの要請にこたえうるよう、その機能拡充、運営体制の強化などを図る。

### ・第二次5カ年計画をふまえた社協ボランティア・市民活動センター像

第二次ボランティア・市民活動推進計画をうけ、めざすボランティアセンターおよびそのネットワークは次のようになる。

#### 1. 市区町村社協ボランティア・市民活動センター【図8】

これまで、市区町村域に設けられたボランティアセンターを拠点に「ボランティア活動」をしたい人を支援してきたが、今後は福祉のまちづくりセンターと表裏一体となり、「自発的な社会的活動」を幅広く支援する。

その際、小地域、市区町村レベル、広域での共同推進が行える体制を整備する。

小地域での活動および推進の拠点（活動拠点、小地域ビューロー）を設けて、サロン活動、助け合い活動、福祉にかんする学習活動、共同募金運動、地域ごとのまちづくり計画策定などを推進する。市区町村レベルのボランティアセンターは、相談等による地域のニーズ把握やプログラム開発、小地域への人材・情報・資源の提供、自治体との仲介・調整、さまざまな活動団体・推進団体間の広域ネットワーク・協働推進を行う。

近隣の市区町村社協、広域の活動・推進機関及び都道府県・指定都市社協との広域連携による事業を展開する。

## 2. 都道府県・指定都市社協ボランティア・市民活動センター【図9】

都道府県・指定都市段階のボランティア・市民活動センターは、さまざまな団体（ボランティア団体、NPO、各種サポートセンター、企業・労組、大学、学校、マスコミ、共同募金会、助成財団等）と連携し、次の機能を強化する。

市民・ボランティア・NPOへの直接サービス

特に今後は、県段階の独自事業として、市民・ボランティア・NPOへの直接サービスの充実を図る必要がある。

協働（ネットワーキング）促進のためのプラットフォーム・ネットワーク提供

防災・災害支援、起業・労組の社会貢献等のプラットフォームを提供し、ゆるやかなネットワークによる協働を促進する。

市区町村社協への支援業務

研修、モデル事業・共同事業、情報ネットワークなどにより、市区町村社協の業務を支援し、開発的な取り組みを促進する。

## 3. 全国ボランティア活動振興センター

情報の収集・提供

情報ネットワークシステムを活用し、ボランティア・市民活動にかんする全国的な情報の収集・提供機能、それを通じた推進機関の業務支援を強化する。

ネットワーキング

全国的な推進機関、各省庁のボランティア・市民活動担当部局、助成団体、企業・労組等とのネットワーキングを強化する。

開発

全国的な推進機関、各省庁のボランティア・市民活動担当部局、助成団体、企業・労組等とのネットワーキングを強化する。

図 4

プラットフォーム型サービス提供システム

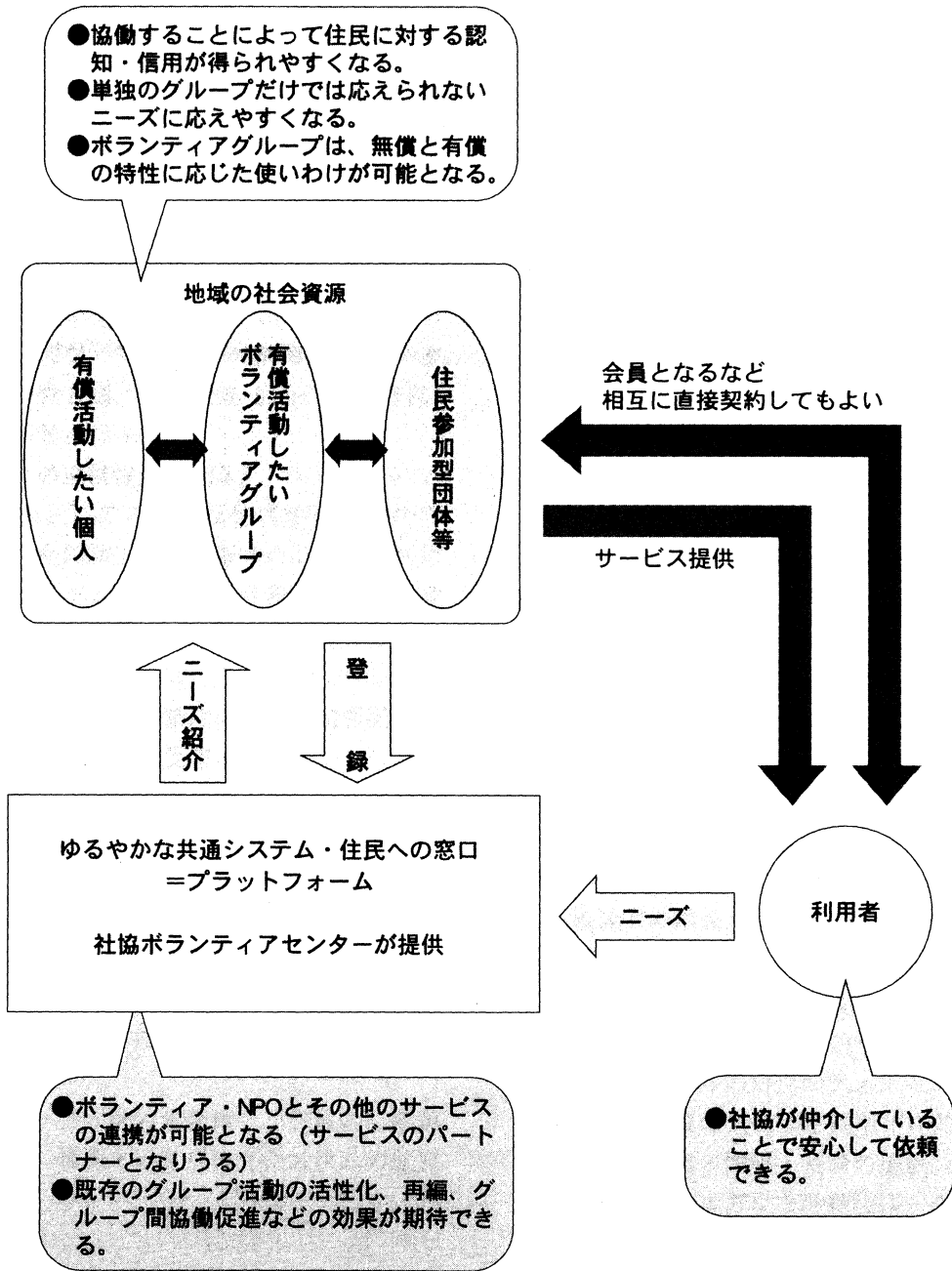


図 5

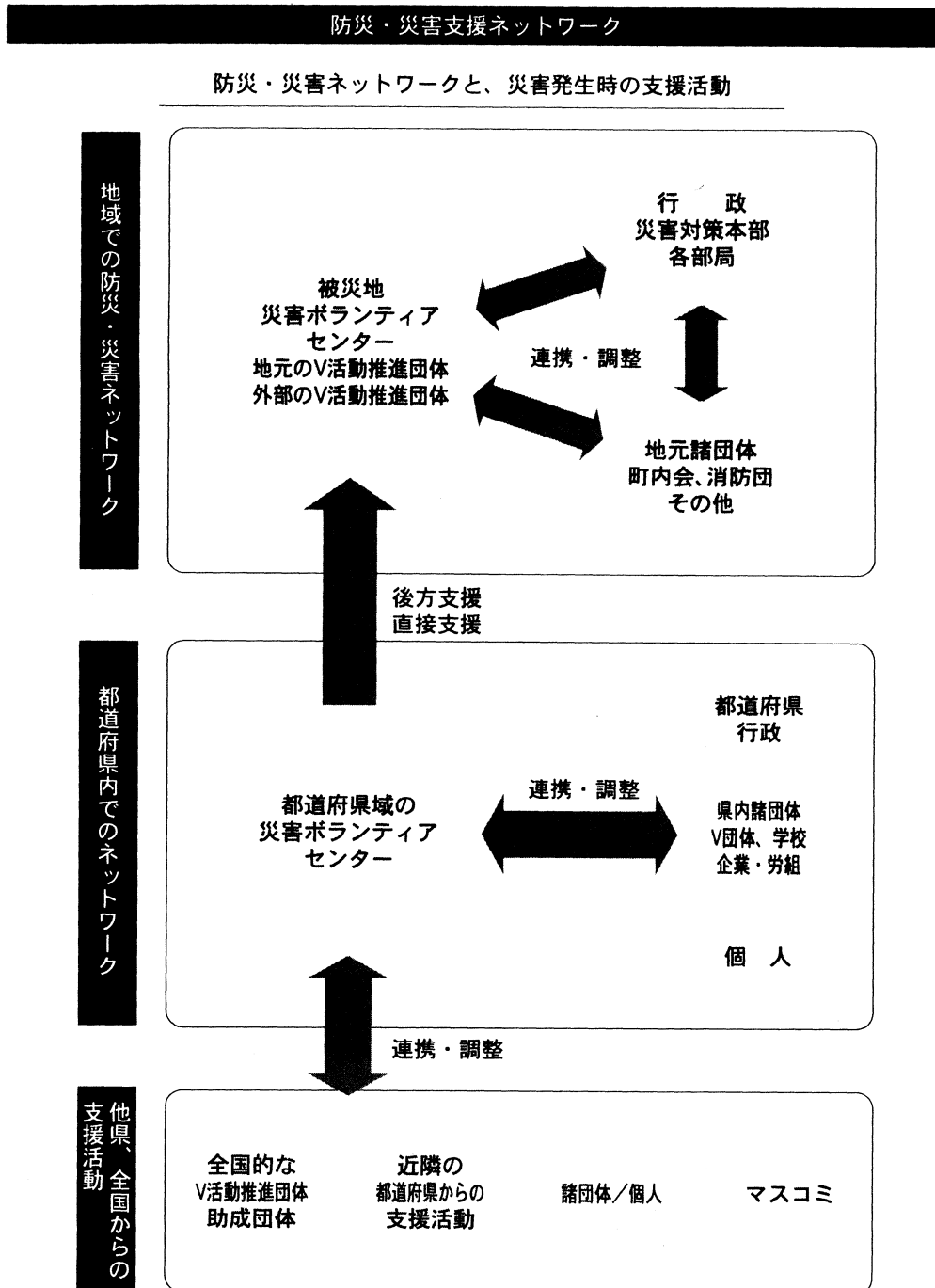




図 6

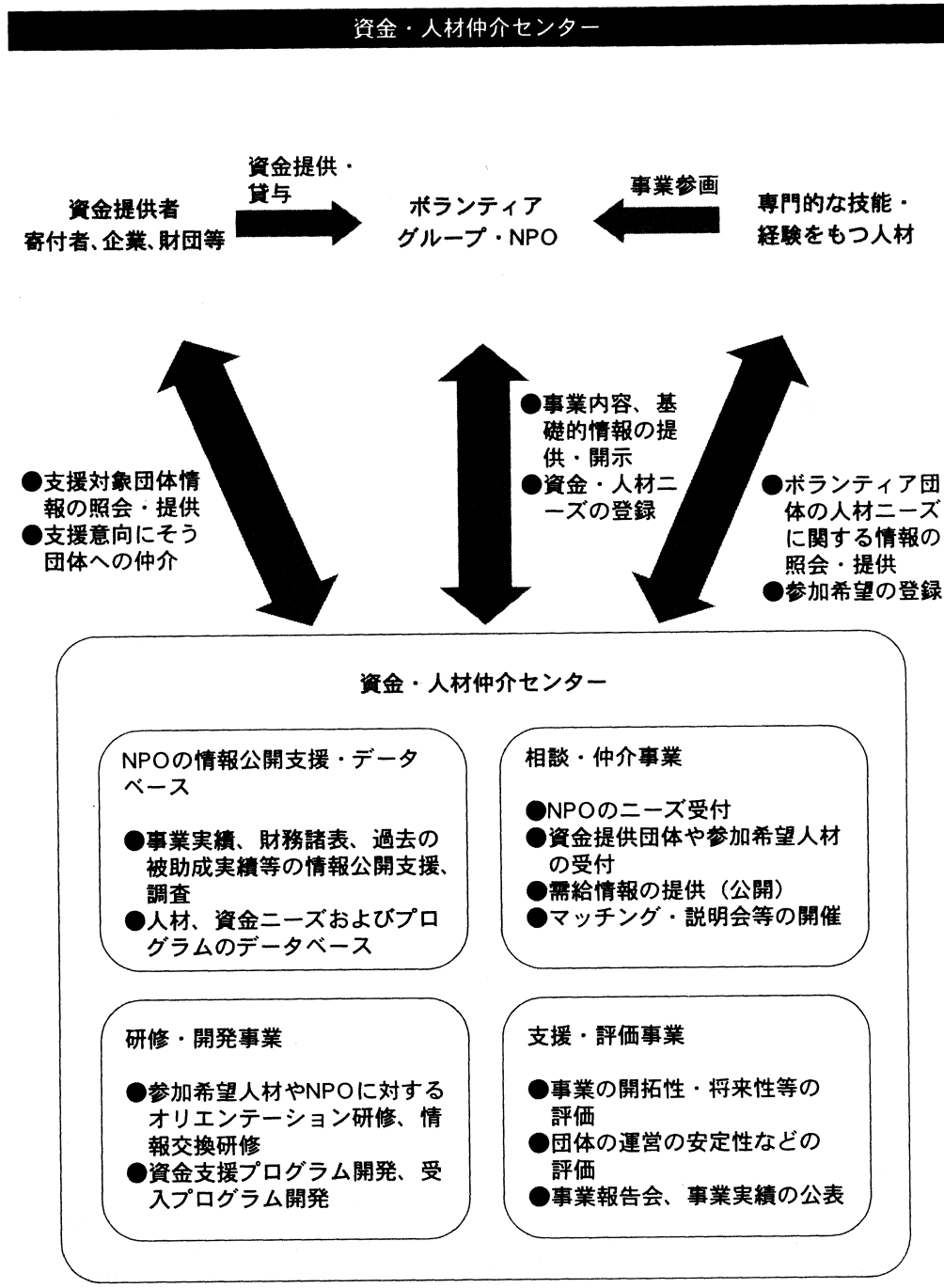
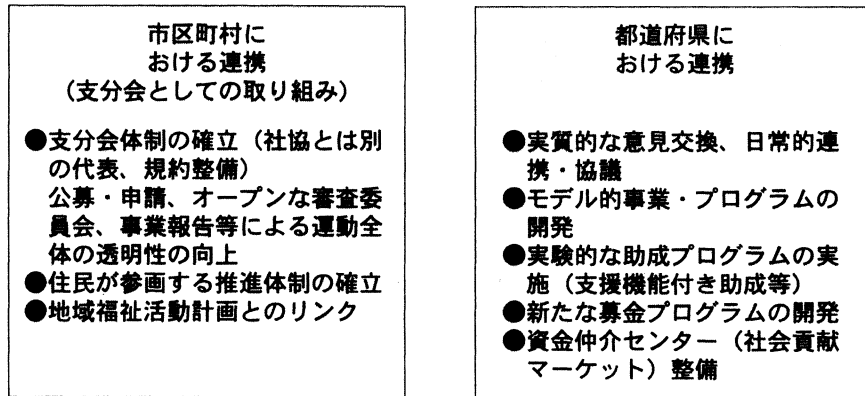


図 7

社会福祉協議会と共同募金会の連携

連携方策



地域福祉活動計画と共同募金運動のリンク

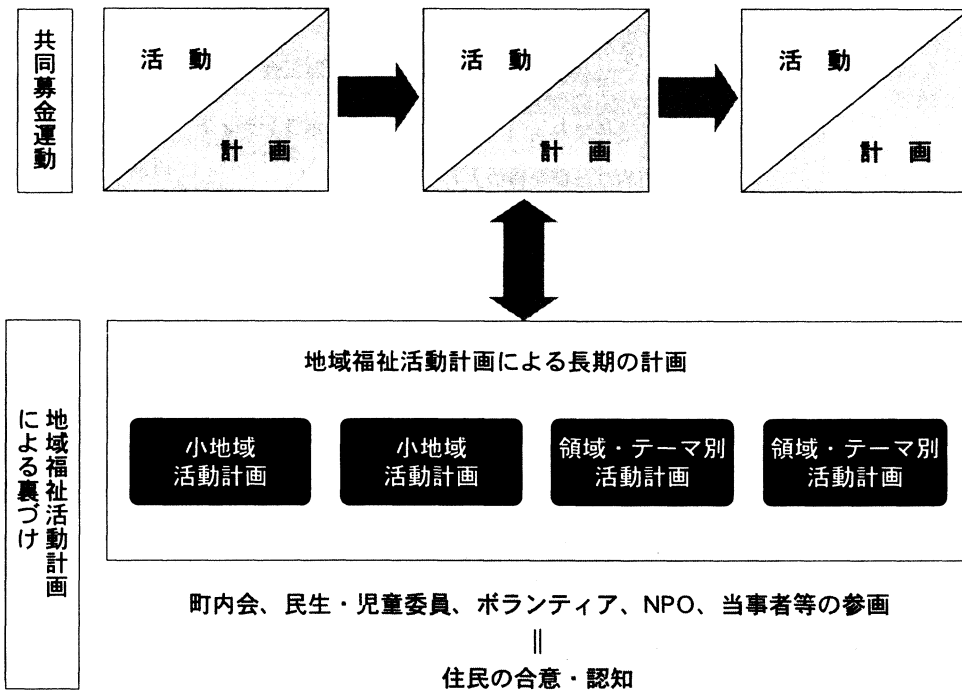


図 8

市区町村社協ボランティア・市民活動センターの機能・事業

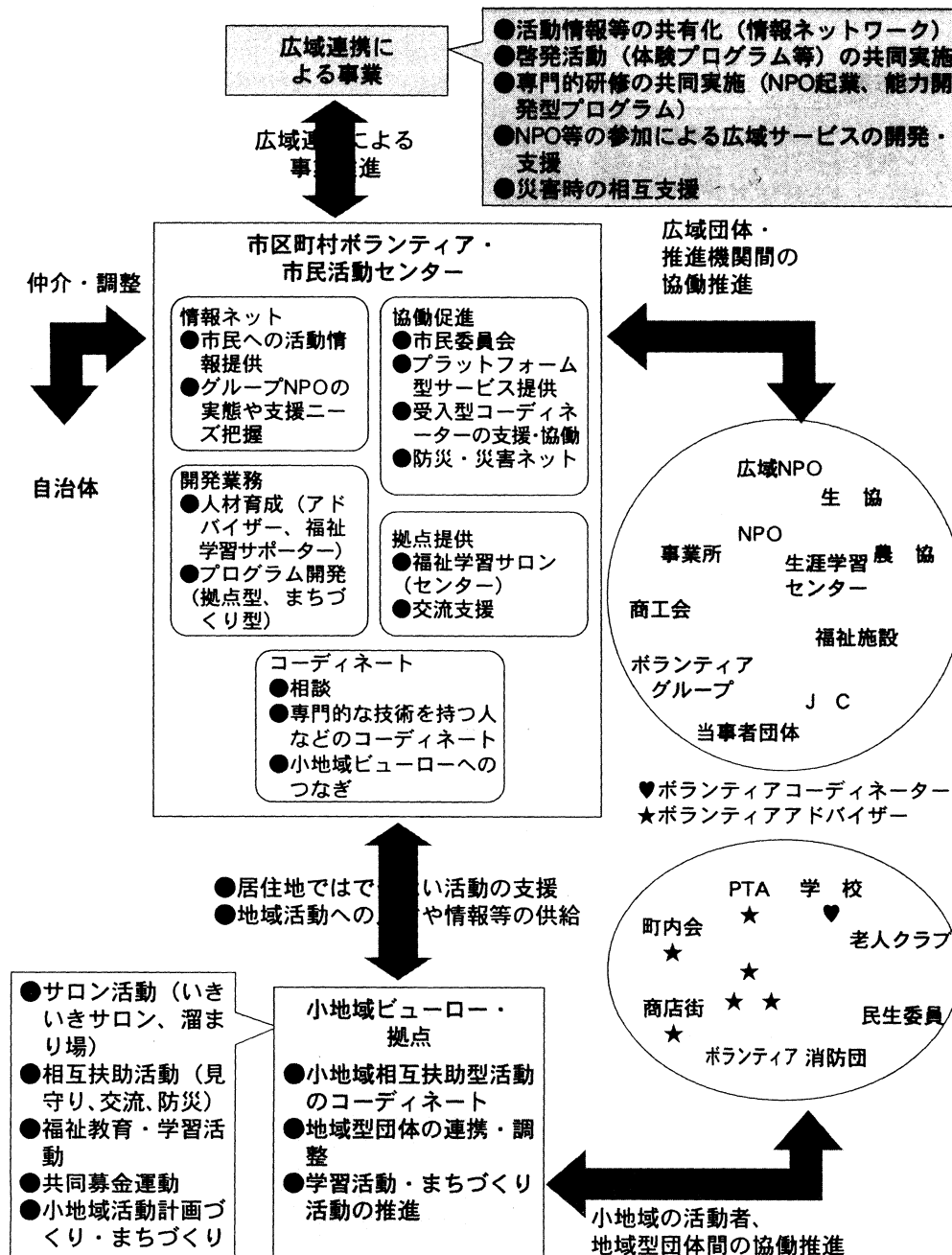


図 9

都道府県・指定都市社協ボランティア・市民活動センターの機能・事業

